

意見書

平成21年7月21日

総務省情報通信政策局情報通信政策課  
通信・放送法制企画室 御中

郵便番号 105-0012  
住所 とうきょうとみなとくしほだいもん  
東京都港区芝大門一丁目1番30号  
氏名 J:COMグループ代表  
かぶしきがいしや  
株式会社ジュピターテレコム  
代表取締役社長 もりいずみ 森泉 ともゆき 知行

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞答申(案)」に対する意見

| 項 目  | 意 見   |
|--|---|
| <p><u>総論</u></p>   | <p>当社をはじめ多くのケーブルテレビ事業者は既に地上デジタル放送及びBS デジタル放送の再送信、多チャンネル放送等の放送サービスや高速インターネット、固定電話サービス等の通信サービスの提供を同一伝送路で行っており、更にビデオオンデマンドのような放送と通信が融合されたサービスの提供も行っている。</p> <p>現在はそれぞれのサービスごとに異なる規制環境があり手続きの重複も多いため、規制緩和及び制度の簡略化を前提とした制度の大括り化や迅速かつ柔軟な事業展開の促進を目的とする制度の整備には賛同する。</p> <p>なお、法体系の見直しに伴う事業分野の区分の解消により、ドミナント事業者の影響力がさらに高まることは望ましくないため、公正競争の確保の観点から必要な規制の継続を要望する。</p> |
| <p>1. 法体系見直しの必要性 2頁</p> <p>(3)見直しに当たったの3つの視点と5つの目的</p> <p>そこで、2. 以下では、「伝送設備」、伝送設備を他人の通信の用に供する「伝送サービス」、伝送設備によって伝送される「コンテンツ」という3つの視点から、現行の法体系を見直すこととする。</p> <p>また、見直しに当たっては、次の5つの目的を実現することを重視する。(①②④略)</p> <p>③ 迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する<br/>制度の整備</p> <p>⑤ 利用者・受信者の利益の保護</p> | <p>③迅速かつ柔軟な事業環境を促進 する上では、「公正競争の促進」を加えることを要望する。</p> <p>前回検討すべき事項として電気通信事業法の「公正な競争の促進」が上げられていたが今回はふれられていない。巷では放送サービスも含めた3サービス又は4サービスの競争が展開されている状況の中、公正競争の促進は通信のみでない情報通信法体系の課題と理解する。</p> <p>現在の電気通信事業法は競争環境の進展により事後規制となっているが、その事業が継続的役務提供であるためドミナントに限り事前規制を行っている。この規制を継続することは勿論、競争環境が発生している放送分野でも適用していくことが「利用者・受益者の利益の保護」を実現すると考える。</p>                        |

## 2. 伝送設備規律 4頁

### (1) 電波利用の柔軟化

#### ① 電波利用の柔軟化

～その際、電気通信事業や放送は、固有の公共的役割を有するものであり、一の無線局で複数の目的に電波を利用可能にするとしても、「本来の目的」をないがしろにし、他の目的のためのみに無線局を利用することのないよう、制度を設計することが必要である。

また、電気通信業務用の無線局免許や放送用の無線局免許は、競願手続を経て付与されるものであり、比較審査の結果として与えられた無線局の免許の目的を変更するような場合に、競願者との公平性をどのように確保すべきかについて検討を行うことが適当である。

当社でも通信・放送の利用区分等にとらわれないサービス等の提供について、今後も積極的な検討を進めていくため、柔軟な電波利用を可能とする制度・利用手続きの確立について賛同する。

なお、一般的な用途変更の柔軟性とは表裏一体の問題として、既存の電波免許人が確保した帯域を既得権化することを排除し、新規参入が容易な制度を要望する。

また、現在の法体系においては、電波同士の干渉即ち無線局または受信設備間の干渉についての規定はあるものの、無線局から有線上の送受信設備に対する影響(干渉)を与えることについての概念がなく、ケーブルテレビ事業者は現状においても利用不可能な帯域が生じるなどの問題が発生していることから、新しい法体系では無線局から有線上の機器への干渉についても規律を定めるよう要望する。

|  |  |
|--|--|
| <p>3. 伝送サービス規律 8頁</p> <p>(2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し</p> <p>① 有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可能となっていることに加え、実態としても、電気通信役務の高速化、大容量化、低廉化が進展し、一定のカバー率を達成しているなど、自ら施設を設置して行う有線テレビジョン放送と同様の有線役務利用放送が行われる環境が整っており、有線テレビジョン放送法施行当時と比べて、必ずしも有線テレビジョン放送施設のすべてが、有線テレビジョン放送のサービス基盤として地域的独占の傾向に陥りやすいとは言えないものと考えられる。</p> | <p>ケーブルテレビ事業者の設備設置に関する規制緩和の方向性と、ケーブルテレビ事業者が現在直面する競争環境について理解をいただいたことを評価します。</p> <p>具体的な法律策定の段階では、設備設置許可区域について市町村行政区域内の全域設置・役務提供が義務付けられている点が、電気通信役務利用放送法の比較的自由的な業務区域拡大や、届出のみの電気通信事業に比して過剰に厳しい規制となっている点を鑑み、規制の公平性の確保と規制緩和措置を要望する。</p> |
| <p>4. コンテンツ規律 12頁</p> <p>(3)メディアサービスに関する具体的規律 ①一定の放送を確保するための規律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 地上放送、特別衛星放送は、基本計画の対象とすること。</li> <li>－ 一般衛星放送は、基本計画の対象外とすること。また、電波利用の柔軟化により実現する放送は、基本計画の対象外とする方向とすること。</li> </ul> <p>を基本とすることが適当である。</p>  | <p>ケーブルテレビ事業者が提供する放送サービスは基本計画の対象外であり、一般衛星放送と同様に取り扱われると理解する。</p> <p>これによりケーブルテレビ事業者によるコンテンツ規制も緩和されるものと理解するが、その内容について具体的に提示いただくよう要望する。</p>   |

4. コンテンツ規律 16頁

イ 裁定制度

裁定制度は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることを目的とするものであり、同意裁定に当たっては、有線テレビジョン放送に期待される役割を踏まえ、

- － 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できる、
- － 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できる、

といった「受信者の利益」に関する十分な検討を行うこととされているところ、現時点では、引き続きこのような「受信者の利益」を確保すべき必要性があると考えられる。

よって、裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き同様の制度を維持することが適当である。

消費者保護である「受信者の利益」の確保を目的とし、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての意義、及び現在ガイドラインに基づき関係者間で協議中であることを踏まえ引き続き同様の制度を維持することに賛同する。

当社もより一層の「受信者の利益」の確保を図ってまいります。

5. プラットフォーム規律 19頁

既存のプラットフォーム規律である有料放送管理事業に係る規律の位置づけについては、

- － 当該規律は「有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務」に係るものであり、放送の分野に限定されたものであること、
  - － 現時点でこれ以外のプラットフォーム規律が想定されていないこと、
- から、コンテンツ規律として位置づけることが適当である。

いわゆるケーブルテレビ事業者は、現在もプラットフォーム規律の対象ではなく、今回の答申(案)においても、規律の対象外と扱われていると認識している。

ただし、プラットフォーム規律は「コンテンツ規律として位置づけることが適当」とされているが、ケーブルテレビ事業者の放送(再送信含む)については、具体的規律に特段の記述が見られない。

従って、ケーブルテレビ事業者の放送(再送信含む)について、基本計画の対象外とする等の記載をすることが、法の趣旨を明確にする観点からは望ましいと考えるので、検討をいただきたい。

|  |   |
|--|---|
| <p><u>6. 紛争処理の拡大</u> 19頁</p> <p>制度の大括り化・簡素化により、他の事業者と連携してサービスを提供するなど、経営の選択肢が拡大する一方で、事業者間の紛争も多様化してくるものと見込まれる。</p> <p>このため、現行の「電気通信事業紛争処理委員会」の紛争処理機能について、例えば、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当である。</p> | <p>通信と放送の融合が進むこと及び地上テレビジョン放送の有線テレビジョン放送による再送信同意に関する過去の経緯も踏まえて、電気通信事業紛争処理委員会にて対応する紛争事案について、その範囲を放送事業も含めた情報通信サービス全般に拡大することについて賛同する。</p> <p>ただし、再送信同意に関する紛争処理機能の拡大は現裁定制度の継続もあることから、裁定制度の成り立ちを考慮した上で手段の多様化を検討すべきと考える。</p> |
| <p><u>7. 利用者利益の確保・向上のための規律</u> 19頁</p> <p>有料放送全体として利用者向けの情報提供について総合的な規律を整備する必要性を踏まえ、現行法制における利用者向けの情報提供義務の差異の解消、利用者保護・受信者保護等の観点から有料サービス契約に係る規律の整合化を図ることが適当である。</p>  | <p>利用者利益の確保・向上のため、利用者向けの情報提供義務の差異の解消に賛同する。</p>  |